

平成24年5月11日  
(第3回臨時会)

# 美瑛町議会議案

## 議 案 目 次

議案第1号	美瑛町税条例の一部改正について	-----	1~6
議案第2号	美瑛町都市計画税条例の一部改正について	-----	7~10
議案第3号	平成24年度美瑛町一般会計補正予算について	-----	11~16
報告第1号	専決処分について	-----	17~27
報告第2号	専決処分について	-----	28~34

## 議案第1号

### 美瑛町税条例の一部改正について

美瑛町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年5月11日 提出

美瑛町長 浜田 哲

#### 美瑛町税条例の一部を改正する条例

美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第2章」の次に「（第8条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

第36条の2第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第10条の2第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第10条の2を附則第10条の3とし、附則第10条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第11条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改める。

附則第11条の2の見出しを「（平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成22年度分」を「平成25年

度分」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成22年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第12条の3及び附則第13条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「から第6項まで」を「から第5項まで」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第22条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）  
第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被害者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に

存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第23条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「震災特例法」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第

45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条の改正規定及び附則第2条の規定 平成25年1月1日
- (2) 第36条の2第1項ただし書の改正規定及び附則第3条第1項の規定  
平成26年1月1日

### (行政手続条例の適用除外に関する経過措置)

第2条 改正後の美瑛町税条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の美瑛町税条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

### (町民税に関する経過措置)

第3条 新条例第36条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第23条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成23年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

### (固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。第4項及び第5項において「平成24年改正

法」という。) 第1条の規定による改正後の地方税法(次項において「新法」という。) 附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 この条例による旧条例附則第12条第2項(住宅用地に係る部分に限る。) 及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第12条第2項	前項	附則第12条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第12条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第12条第1項

- 4 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定(固定資産税に関する部分に限る。) の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条	又は第13条の2	若しくは第13条の2又は美瑛町税条例の一部を改正する条例(平成24年美瑛町条例第号。以下「平成24年改正条例」という。) 附則第3条第4項の規定によりなおその効力を
--------	----------	--

		有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の美瑛町税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第12条第2項若しくは第4項
	又は第13条の規定	若しくは第13条又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項の規定
附則第15条第1項	から第5項まで	から第5項まで又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項



議案第2号

美瑛町都市計画税条例の一部改正について

美瑛町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年5月11日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町都市計画税条例の一部を改正する条例

美瑛町都市計画税条例（昭和47年美瑛町条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第3項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては」を削る。

附則第4項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第5項を削る。

附則第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「第5項及び第6項」を「及び第5項」に、「附則第25条第7項」を「附則第25条第6項」に、「附則第18条第7項」を「附則第

18条第6項」に改め、「、附則第3項及び第5項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に」を削り、「、第6項及び第7項」を「、第5項及び第6項」に、「から第8項まで」を「から第7項まで」に、「附則第8項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「、第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」を「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第10項とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の美瑛町都市計画税条例（附則第4項において「新条例」という。）の規定は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の美瑛町都市計画税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第3項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第5項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。次項において「平成24年改正法」という。）附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第3項	前項	附則第2項
	平成21年度から 平成23年度まで	平成24年度分及び平成25年 度分

	の各年度分	
	10分の8	10分の9
旧条例附則第5項	0.8	0.9
	平成21年度から 平成23年度まで の各年度分	平成24年度分及び平成25年 度分
	第2項	附則第2項

4. 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第10項	及び第5項	及び第5項並びに美瑛町都市計 画税条例の一部を改正する条例 (平成24年美瑛町条例第 号。以下「平成24年改正条 例」という。)附則第3項の規 定によりなおその効力を有する ものとして読み替えて適用され る平成24年改正条例による改 正前の美瑛町都市計画税条例 (以下「平成24年改正前の条 例」という。)附則第5項
	附則第25条第6 項において読み替 えて準用される法 附則第18条第6 項に	附則第25条第6項において読 み替えて準用される法附則第 18条第6項に、平成24年改 正条例附則第3項の規定により なおその効力を有するものとし て読み替えて適用される平成 24年改正前の条例附則第3項 及び第5項の「住宅用地」とは

	法附則第17条第3号に
から第7項まで	から第7項まで及び平成24年改正条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第5項

議案第3号

平成24年度 美瑛町一般会計補正予算（第1号）

平成24年度美瑛町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,937,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年5月11日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		20,000	5,000	25,000
	1 繰越金	20,000	5,000	25,000
歳入合計		8,932,000	5,000	8,937,000

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		819,863	3,137	823,000
	2 耕地費	263,057	3,137	266,194
7 商工費		314,460	945	315,405
	1 商工費	314,460	945	315,405
10 教育費		472,326	918	473,244
	4 社会教育費	104,171	918	105,089
歳出合計		8,932,000	5,000	8,937,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	20,000	5,000	25,000
	1	繰越金	20,000	5,000	25,000
		1 繰越金	20,000	5,000	25,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	5,000	1 前年度繰越金



(歳出)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		農林水産業費	819,863	3,137	823,000		3,137
	2	耕地費	263,057	3,137	266,194		3,137
		1 耕地整備費	158,113	3,137	161,250		3,137
7		商工費	314,460	945	315,405		945
	1	商工費	314,460	945	315,405		945
		8 イベント推進費	29,727	945	30,672		945
10		教育費	472,326	918	473,244		918
	4	社会教育費	104,171	918	105,089		918
		2 生涯学習推進費	4,958	918	5,876		918

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	3,137	1 元気のある産業経済のために (1) 農地・水保全管理支払交付金事業 負担金(事)	3,137 3,137 (3,137)
11 需用費	945	1 元気のある産業経済のために (1) イベント推進事業 消耗品費(物)	945 945 (945)
18 備品購入費	918	1 はつらつとした人づくりのために (1) 人づくり育成事業 備品購入費(物)	918 918 (918)

報告第1号

専決処分について

平成23年度の美瑛町一般会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年5月11日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

専決年月日 平成24年3月30日

平成23年度 美瑛町一般会計補正予算（第9号）

平成23年度美瑛町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,772,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年3月30日 専決

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		230,200	9,750	239,950
	1 地方揮発油譲与税	65,000	1,738	66,738
	2 自動車重量譲与税	165,200	8,012	173,212
3 利子割交付金		3,000	△207	2,793
	1 利子割交付金	3,000	△207	2,793
4 配当割交付金		500	441	941
	1 配当割交付金	500	441	941
5 株式等譲渡所得割交付金		200	47	247
	1 株式等譲渡所得割交付金	200	47	247
6 地方消費税交付金		104,200	1,430	105,630
	1 地方消費税交付金	104,200	1,430	105,630
7 ゴルフ場利用税交付金		2,000	46	2,046
	1 ゴルフ場利用税交付金	2,000	46	2,046
8 自動車取得税交付金		33,600	6,148	39,748
	1 自動車取得税交付金	33,600	6,148	39,748
9 地方特例交付金		26,800	△12	26,788
	1 地方特例交付金	26,800	△12	26,788
10 地方交付税		4,754,361	91,525	4,845,886
	1 地方交付税	4,754,361	91,525	4,845,886
11 交通安全対策特別交付金		3,500	△538	2,962
	1 交通安全対策特別交付金	3,500	△538	2,962
15 道支出金		826,524	△3,239	823,285
	2 道補助金	630,414	△3,239	627,175
17 寄附金		2,121	153	2,274
	1 寄附金	2,121	153	2,274
20 諸収入		163,295	856	164,151
	5 雑入	63,051	856	63,907
21 町債		1,081,205	3,300	1,084,505
	1 町債	1,081,205	3,300	1,084,505
歳入	合計	9,662,500	109,700	9,772,200

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,650,426	300	1,650,726
	1 総務管理費	1,598,570	300	1,598,870
12 諸支出金		459,591	109,400	568,991
	1 普通財産取得費	78,472	109,400	187,872
歳 出	合 計	9,662,500	109,700	9,772,200

第 2 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 復 旧 事 業	5,400	証書借入 又は証券 発行	3.0% 以 内	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、町財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは 低利に借換え することがで きる。	5,300	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
過 疎 対 策 事 業	634,100	証書借入 又は証券 発行	3.0% 以 内	"	637,500	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
図 書 館 建 設 事 業	(272,900)				(276,300)			
合 計	1,081,205				1,084,505			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		地方譲与税	230,200	9,750	239,950
	1	地方揮発油譲与税	65,000	1,738	66,738
		1	地方揮発油譲与税	65,000	1,738
	2	自動車重量譲与税	165,200	8,012	173,212
		1	自動車重量譲与税	165,200	8,012
3		利子割交付金	3,000	△207	2,793
	1	利子割交付金	3,000	△207	2,793
		1	利子割交付金	3,000	△207
4		配当割交付金	500	441	941
	1	配当割交付金	500	441	941
		1	配当割交付金	500	441
5		株式等譲渡所得割交付金	200	47	247
	1	株式等譲渡所得割交付金	200	47	247
		1	株式等譲渡所得割交付金	200	47
6		地方消費税交付金	104,200	1,430	105,630
	1	地方消費税交付金	104,200	1,430	105,630
		1	地方消費税交付金	104,200	1,430
7		ゴルフ場利用税交付金	2,000	46	2,046
	1	ゴルフ場利用税交付金	2,000	46	2,046
		1	ゴルフ場利用税交付金	2,000	46
8		自動車取得税交付金	33,600	6,148	39,748
	1	自動車取得税交付金	33,600	6,148	39,748
		1	自動車取得税交付金	33,600	6,148
9		地方特例交付金	26,800	△12	26,788
	1	地方特例交付金	26,800	△12	26,788
		1	地方特例交付金	26,800	△12

(一般会計)



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方揮発油譲与税	1,738	1 地方揮発油譲与税	
1 自動車重量譲与税	8,012	1 自動車重量譲与税	
1 利子割交付金	△207	1 利子割交付金	
1 配当割交付金	441	1 配当割交付金	
1 株式等譲渡所得割交付金	47	1 株式等譲渡所得割交付金	
1 地方消費税交付金	1,430	1 地方消費税交付金	
1 ゴルフ場利用税交付金	46	1 ゴルフ場利用税交付金	
1 自動車取得税交付金	6,148	1 自動車取得税交付金	
1 地方特例交付金	△12	1 地方特例交付金 (1) 減収補てん特例交付金 (2) 児童手当及び子ども手当特例交付金	△12 (△754) (742)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	
10		地方交付税	4,754,361	91,525	4,845,886	
	1	地方交付税	4,754,361	91,525	4,845,886	
		1	地方交付税	4,754,361	91,525	4,845,886
11		交通安全対策特別交付金	3,500	△538	2,962	
	1	交通安全対策特別交付金	3,500	△538	2,962	
		1	交通安全対策特別交付金	3,500	△538	2,962
15		道支出金	826,524	△3,239	823,285	
	2	道補助金	630,414	△3,239	627,175	
		5	農林水産業費補助金	482,867	△3,239	479,628
17		寄 附 金	2,121	153	2,274	
	1	寄 附 金	2,121	153	2,274	
		1	寄 附 金	2,121	153	2,274
20		諸 収 入	163,295	856	164,151	
	5	雑 入	63,051	856	63,907	
		4	雑 入	63,048	856	63,904
21		町 債	1,081,205	3,300	1,084,505	
	1	町 債	1,081,205	3,300	1,084,505	
		5	教 育 債	281,600	3,400	285,000
		7	災害復旧債	5,400	△100	5,300

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	91,525	1 特別交付税
1 交通安全対策特別交付金	△538	1 交通安全対策特別交付金
1 農業費補助金	380	1 地域づくり総合交付金
3 林業費補助金	△3,619	1 森林整備加速化・林業再生事業補助金
1 寄 附 金	153	1 まちづくり寄附金
2 雑 入	856	1 町有建物災害共済金 300 2 地デジ光回線敷設NHK助成金 448 3 その他雑入 108
2 社会教育債	3,400	1 社会教育債 (1) 過疎対策 図書館建設事業債
1 公共土木施設災害復旧債	△100	1 公共土木施設災害復旧債 (1) 補助災害 現年発生災害復旧事業債

## (歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2					
	総務費	1,650,426	300	1,650,726	300
1	総務管理費	1,598,570	300	1,598,870	300
12	諸 費	131,938	300	132,238	諸収入 300
6					
	農林水産業費	1,122,790	0	1,122,790	380 △380
1	農 業 費	753,276	0	753,276	380 △380
2	農業振興費	738,230	0	738,230	道支出金 380 △380
10					
	教 育 費	870,877	0	870,877	△219 219
4	社会教育費	495,962	0	495,962	△219 219
5	図書館及び郷土資料館費	460,601	0	460,601	道支出金 △3,619 地方債 3,400 219
12					
	諸支出金	459,591	109,400	568,991	601 108,799
1	普通財産取得費	78,472	109,400	187,872	601 108,799
2	公共施設建設基金費	200	50,948	51,148	50,948
9	丘のまちびえいまちづくり基金費	61,780	58,004	119,784	寄附金 153 57,851
10	美瑛町光ファイバーテレビ放送網管理基金費	4,347	448	4,795	諸収入 448
13					
	災害復旧費	59,703	0	59,703	△100 100
1	公共土木施設災害復旧費	42,349	0	42,349	△100 100
1	現年発生災害復旧費	11,596	0	11,596	地方債 △100 100

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需 用 費	300	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 美瑛町地域情報通信基盤運営事業 修繕料(維)	300 300 (300)
25 積 立 金	50,948	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 公共施設建設基金の運用管理事業 積立金(積)	50,948 50,948 (50,948)
25 積 立 金	58,004	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 積立金(積)	58,004 58,004 (58,004)
25 積 立 金	448	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 美瑛町光ファイバーテレビ放送網管理基金の管理運営事業 積立金(積)	448 448 (448)

報告第2号

専決処分について

平成23年度の美瑛町水力発電事業特別会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年5月11日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

専決年月日 平成24年3月30日

平成23年度 美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第5号）

平成23年度美瑛町の水力発電事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,809千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,786千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日 専決

美瑛町長 浜 田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 発電事業収入		19,156	△641	18,515
	1 発電事業収入	19,156	△641	18,515
2 繰入金		2,430	△1,171	1,259
	1 繰入金	2,430	△1,171	1,259
3 諸収入		9	3	12
	1 預金利子	8	△4	4
	2 雑入	1	7	8
歳入合計		21,595	△1,809	19,786

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		2,827	△15	2,812
	1 総務管理費	2,827	△15	2,812
2 発電施設費		17,094	△162	16,932
	1 施設管理費	17,094	△162	16,932
3 基金積立金		1,574	△1,574	0
	1 基金積立金	1,574	△1,574	0
4 予備費		100	△58	42
	1 予備費	100	△58	42
歳出合計		21,595	△1,809	19,786



歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
1		発電事業収入	19,156	△641	18,515
	1	発電事業収入	19,156	△641	18,515
		1	発電電力収入	19,156	△641
2		繰入金	2,430	△1,171	1,259
	1	繰入金	2,430	△1,171	1,259
		1	基金繰入金	2,430	△1,171
3		諸収入	9	3	12
	1	預金利子	8	△4	4
		1	預金利子	8	△4
	2	雑入	1	7	8
	1	雑入	1	7	8

(水力発電事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 発電売上収入	△641	1 発電売上収入
1 基金繰入金	△1,171	1 基金繰入金
1 預金利子	△4	1 預金利子
1 雑入	7	1 雑入

## (歳出)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		総務費	2,827	△15	2,812		△15
	1	総務管理費	2,827	△15	2,812		△15
		1	一般管理費	2,827	△15	2,812	
2		発電施設費	17,094	△162	16,932		△162
	1	施設管理費	17,094	△162	16,932		△162
		1	発電事業管理費	17,094	△162	16,932	
3		基金積立金	1,574	△1,574	0		△1,574
	1	基金積立金	1,574	△1,574	0		△1,574
		1	水力発電施設積立金	1,574	△1,574	0	
4		予備費	100	△58	42		△58
	1	予備費	100	△58	42		△58
		1	予備費	100	△58	42	

(水力発電事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△2	1 元気のある産業経済のために (1) 発電施設一般管理事業
4 共 済 費	△2	職員旅費 消耗品費 (物)
9 旅 費	△10	
11 需 用 費	△1	2 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 職員給料 一般職給料 (2) 職員共済費 共済費
11 需 用 費	△37	1 元気のある産業経済のために (1) 発電施設施設管理事業
12 役 務 費	△2	燃料費 (維) 光熱水費 (物)
13 委 託 料	△5	通信運搬費 (物) 保守・管理委託 (物)
15 工事請負費	△2	整備工事 (事) 負担金 (事)
19 負担金補助 及び交付金	△116	
25 積 立 金	△1,574	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 水力発電事業特別会計基金の運用管理事業 積立金 (積)

# 美瑛町町民憲章

わたくしたちは、美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章をかかげてその実践につとめましょう。

## 1 心もからだもすこやかに

りっぱにつとめをはたしましょう。

## 1 互にむつみ話し合い

楽しい家庭をつくりましょう。

## 1 きまりを守り助け合い

明るい社会をつくりましょう。

## 1 自然を愛し文化をたかめ

豊かな郷土をつくりましょう。